

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千二百五十万円、資本準備金の額を二億四千四百九十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

G C J G 5 9 株式会社
代表取締役 西野 貴司

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿の株主をもって、令和八年五月二十八日開催予定の定時株主総会における議決権を行使できる株主かつ剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年五月十二日

福井県鯖江市上河端町第六号一番地三三三株式会社アートテクノロジ
代表取締役 蜂谷 望

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿の株主をもって、令和八年五月二十九日開催予定の定時株主総会における議決権を行使できる株主かつ剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年五月十二日

福井県鯖江市上河端町第六号一番地三三三株式会社アートファイネックス
代表取締役 三好 寛明

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿の株主をもって、令和八年五月二十九日開催予定の定時株主総会における議決権を行使できる株主かつ剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年五月十二日

福井県福井市羽水二丁目七〇一番地株式会社ヒューマン・デザイン
代表取締役 黒川 健吾

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、前記基準日から三箇月以内に開催予定の株主総会において決議予定の剰余金の配当の支払いを受けることができる権利者と定めましたので公告いたします。

令和八年五月十二日

京都市左京区北白川上池田町二〇番地二ヤマナカアドバンスマテリアル株式会社
代表取締役 鹿島 直敏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十二日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号株式会社朝田商會
代表取締役 真田 佳明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十二日

岐阜市橋本町二丁目五二番地株式会社新生メディアカル
代表取締役 今村あおい

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社サートテックカリヤと合併して解散することいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和八年五月十二日

名古屋市中区錦一丁目五番一号セレンディップSPC2号株式会社
代表取締役 井村 尚也

任意清算公告

当法人は、令和八年二月二十八日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算を行いますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十二日

東京都中央区築地七丁目五番一号

青山国際税理士法人
代表社員 水谷 是繁

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千三百一十八万四千五百円減少し百六十三億八千二百二十二万三千九百三十五円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/0000907/53k4/>

令和八年五月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―一二〇一 号 K R F 6 7 特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月十七日付官報の号外第九十一号五十頁に掲載されています。

令和八年五月十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
J N 特定目的会社
取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千七百二十万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kakai-home.com/axes/0033/index.html>

令和八年五月十二日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

T o r r e n t 特定目的会社
取締役 山崎 亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十三億二千九百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年四月二十七日

掲載頁 一一四頁(号外第九十八号)

令和八年五月十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 Z e n i t h 特定目的会社
取締役 鄭 武壽

訂正公告

令和八年四月七日(号外第八十二号)掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、減少する資本金の額「一億円」とあるは「一千二万四千元」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月十二日

東京都千代田区鍛冶町一丁目三番一号株式会社ジーフォース
代表取締役 櫻井 英世

取消公告

令和八年四月十六日(号外第九十号)掲載の合併公告及び決算公告(枠組)中、合併公告のみ取消します。

令和八年五月十二日

大阪府北区西天満五丁目九番三三三(甲)株式会社旭東エレクトロニクス
代表取締役 孫 旭利

東京都港区芝浦四丁目一三番二三号(乙)株式会社旭東トレーディング
代表取締役 孫 旭利

正誤

令和八年三月三十一日(号外第七十五号)内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省・防衛省告示第二号(所得税法施行令第二百七十七条の二第二項及び第三項並びに法人税法施行令第七十七条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件を廃止する件)

(原稿誤り)
目次及び本文において、その他告示欄から法規的告示欄に移動する。